

若者の消費者トラブルに注意!!

18 契約や買い物は、
しっかり「考えて」から
歳から君も大人



Utsunomiya

Miyary since 2006

宇都宮市消費生活センター

「18歳から大人」の君に、
知って欲しい情報はコチラ!!



2022年4月1日から、成年年齢は18歳になりました ※民法改正

成年になったら「契約」は慎重に！

契約とは、「法的な責任を伴う約束」のことです。お互いの「申し込み」と「承諾」の意思が一致すると契約は成立します。

契約には「責任」が生じる

成年になると親の同意なしで、自分で契約ができるようになります。

契約は法的拘束力を持つため、原則として一方的に取り消すことはできません。

口約束でも契約は成立するので、契約は慎重に！

18歳が狙われる!?

契約についての様々なルールを知らない**成年になったばかりの若者を狙い撃ちにする悪質な業者もいる**ので注意が必要です。



若者に多い！消費者トラブル事例

もうけ話

SNSで「簡単にお金を稼げる」と勧誘され、副業や投資に関する教材を買ったが、もうからずに借金だけが残った…

美容・医療

無料エステ体験後、別室でしつこく勧誘され、高額なコースを契約してしまった…



定期購入

初回無料の商品をインターネットで注文したら、支払総額が高額な定期購入だった…

うまい話は**うのみ**にせず、**断り**ましょ！





18歳になった君へのアドバイス

- ① 不要だと感じたら、「契約しない」と勇気を持って断りましょう。
- ② クレジット契約は借金と同じです。
特にリボ払いは便利ですが、残金が分かりにくいいため注意しましょう。
- ③ クーリング・オフなど消費者の味方になる制度を活用しましょう。

契約に関して少しでも不審に思ったり、トラブルに遭ったと感じたら、宇都宮市消費生活センターに相談しましょう。

宇都宮市消費生活センター（相談専用電話）

028-616-1547



【電話受付時間】 年末年始を除く午前9時から午後5時30分（土日祝は午後4時30分まで）

〒320-0026 宇都宮市馬場通り4-1-1 うつのみや表参道スクエア5階

※宇都宮市内にお住まいか、通勤・通学されている方の相談を受け付けています。